

渇水対策本部の設置について

平成28年6月15日
東総広域水道企業団

利根川上流8ダムの貯水率低下に伴い、6月14日、国土交通省関東地方整備局において利根川水系渇水対策連絡協議会が開催され、6月16日9時より、利根川水系における10%の取水制限を実施することが決定されました。

また、10%取水制限開始後、利根川上流8ダムの合計貯水量が1億5,000万m³を下回った翌日の午前9時から、20%の取水制限（施設未完成の暫定水利は30%の取水制限）に強化することとされました。

これを受け、千葉県では、6月14日、渇水対策本部を設置するとともに、県内の関係利水者に対し、16日午前9時からの取水制限（10%）の要請がありました。

このため、本日、東総広域水道企業団渇水対策本部を設置しました。

（当企業団は取水制限対象外）

～ 地域の皆様には、節水へのご協力をお願いします ～

1 組織構成

本部長：企業長

副本部長：事務局長

班長：総務課長・浄水課長

総務班（総務課）

浄水班（浄水課）

2 今後の対応

受水団体及び独立行政法人水資源機構と連携をとり、情報収集と情報提供を行い、受水団体へ節水の協力を要請します。

照会先：東総広域水道企業団渇水対策本部

浄水班（浄水課工務係）

TEL 0478（86）3821